

大阪市条例第87号

大阪市会ハラスメント防止条例の一部を改正する条例

大阪市会ハラスメント防止条例（令和6年大阪市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(議長の責務) <p>第5条 大阪市会議長（以下「議長」という。） は、市会におけるハラスメントの防止に努 めるとともに、議員によるハラスメントに 係る相談があった場合には当該相談に係る 事実関係を調査し、必要に応じて<u>当該ハラ スメントによる被害の継続又は再発を防止 するための措置</u>（以下「被害防止措置」と いう。）を迅速かつ適切に講じなければならない。</p> <p>(相談体制の整備)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 議員によるハラスメントに係る被害を申 し立てる者（以下「申立人」という。）は、 議長が別に定めるところにより、相談員に 対し、<u>当該ハラスメント</u>に関する事項につ いて相談を行うことができる。</p>	(議長の責務) <p>第5条 大阪市会議長（以下「議長」という。） は、市会におけるハラスメントの防止に努 めるとともに、議員によるハラスメントに 係る相談があった場合には当該相談に係る 事実関係を調査し、必要に応じて<u>ハラスメ ント防止のための措置</u>を迅速かつ適切に講 じなければならない。</p> <p>(相談体制の整備)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 議員によるハラスメントに係る被害を申 し立てる者（以下「申立人」という。）は、 議長が別に定めるところにより、相談員に 対し、<u>当該ハラスメントによる被害の継続 又は再発を防止するための措置</u>（以下「被 害防止措置」という。）その他<u>当該ハラ スメント</u>に関する事項について相談を行うこ</p>

	とができる。
(相談事案への対応)	(相談事案への対応)
第8条 [略]	第8条 [同左]
2 [略]	2 [同左]
3 第1項の規定による調査の結果、 <u>ハラスメント</u> があった又はそのおそれがあったと相談員が認める場合であって申立人が <u>被害防止措置</u> を求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。	3 第1項の規定による調査の結果、 <u>被害防止措置</u> が必要と相談員が認める場合であって申立人が <u>当該被害防止措置</u> を求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。
[削る]	4 相談員は、相談事案が前項の規定に該当しないとき又は相談事案に対する調査の必要がないと認めるときは、申立人に対し、申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。
4 相談員は、前項の規定による報告のほか、相談事案の受付及び対応の状況について、議長に報告するものとする。	5 相談員は、第3項の規定による報告のほか、相談事案の受付及び対応の状況について、議長に報告するものとする。
<u>5～8</u> [略]	<u>6～9</u> [同左]
附 則	附 則
<p>1 この条例の施行期日は、議長が定める。</p> <p>2 第7条第2項、第8条(第1項から第3項まで及び第5項を除く。)及び第10条の規定は、この条例の施行の日前に行われたハラスメントについても適用する。</p>	<p>この条例の施行期日は、議長が定める。</p> <p>[新設]</p>
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。